

総括

1 八尾市の概況

本市は、信貴、生駒の山なみに連なる高安山とその麓に広がる広大な河内平野を有し、大都市の近隣としては、稀な自然環境に恵まれたまちであり、昭和23年の市制施行以来、住宅と産業をあわせもつ都市として発展しながら現在に至っている。

市域面積は、41.71km²、人口は、271,505人、世帯数は、119,023世帯である（平成23年3月31日現在）。

本市の農業について、農家戸数や経営耕地面積は、減少傾向を示しているが、野菜類、花き・花木、植木類等は、本市の特産品として評価が高い。

工業については、金属・機械・プラスチック・電気機械器具製造等を中心とした中小企業が多い。

商業については、近鉄八尾駅周辺におけるデパートを中心とした販売・サービス業の集積、大型スーパーマーケットや専門店、コンビニエンスストア等の進出が目立ってきている。

2 清掃事業の沿革

昭和23年 4月	八尾市制施行(南河内郡八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村及び西郡村が合併)。ごみの処理は、自家処理(農家)や個人業者の収集、運搬及び埋立地投棄がおこなわれていた。し尿の汲取処分は、自家処分や個人経営により農家還元がおこなわれていた。
昭和23年 11月	「八尾市塵芥処理条例」及び「八尾市塵芥処理手数料条例」を制定。 ごみの週1回収集 手数料 月額 20円 衛生課に清掃監督を設置し、旧町村毎の業務を統轄。
昭和24年 3月	「八尾市墓地使用条例」を制定。
昭和25年 5月	「八尾市火葬場使用料条例」を制定。
昭和29年 4月	「清掃法」公布。 「八尾市清掃条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を制定。 ごみ処理の手数料を変更。 収集手数料 月額 30円 肩引き車を廃止。
昭和29年 11月	し尿処理の手数料を定め、汲取業者に6業者を許可。 し尿汲取手数料(一般家庭) 便槽1個につき 3人以下の世帯 月額 40円 4人以上の世帯 月額 50円 特殊手数料 36リットルにつき 10円 (官公庁、会社商店、寄宿舎、興行場、旅館、アパート、食堂、遊技場、共同便所、その他)
昭和30年 2月	河内市大字福万寺及び上之島の区域を編入。
昭和30年 4月	中河内郡南高安町、高安村及び曙川村と合併。

昭和32年	4月	<p>南河内郡志紀町と合併。 し尿処理の手数料を変更。</p> <p>1 普通手数料 3人以下の世帯 月額 50円 5人以下の世帯 月額 70円 6人以上1人増すごとに 10円</p> <p>2 特殊手数料 18リットルにつき 10円</p>
昭和35年	4月	<p>ごみ処理の手数料を変更。</p> <p>一般家庭4人まで 月額 40円 5人以上 月額 50円</p>
昭和36年	4月	「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書」を調印。
昭和36年	9月	八尾市清掃協同組合設立。
昭和37年	4月	<p>「八尾市立衛生処理場条例」を制定。 し尿処理の手数料を変更。</p> <p>1 普通手数料 3人以下の世帯 1回につき 70円 4人以上1人増すごとに 20円</p> <p>2 特殊手数料 18リットルにつき 15円</p>
昭和37年	5月	「八尾市立衛生処理場条例施行規則」を制定。
昭和37年	6月	衛生処理場第一工場が完成。 処理能力 90キロリットル/日
昭和38年	8月	清掃課を設置し、ごみ処理の手数料収納業務を収税課より移管。
昭和39年	4月	松原市若林町及び大堀町の区域のうち、大和川の中心線以北の区域を編入。 埋立処分地の作業能率向上のためブルドーザーを購入。
昭和39年	6月	<p>「八尾市墓地使用条例施行規則」を制定。 衛生課より衛生処理場を設置。</p>
昭和39年	8月	<p>「八尾市火葬場使用料条例」を改正し、「八尾市火葬場条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例」を改正し、「八尾市墓地条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例施行規則」を改正し、「八尾市墓地条例施行規則」に変更。 八尾市立衛生処理場運営審議会を設置。</p>
昭和39年	10月	「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交換。
昭和40年	4月	山城町一丁目他2地区600世帯をモデル地区に指定し、ごみの週2回収集を試行。 機材整備5ヶ年計画を策定し、四輪特殊架装車を購入。
昭和41年	4月	不法投棄処理専用車(ユニックローダー)を購入。
昭和41年	5月	大阪市 清掃局 八尾工場(焼却工場)が完成、9月より稼働。 基準能力 450t/24時間
昭和41年	6月	衛生処理場第一工場を増設。 処理能力 135キロリットル/日
昭和41年	7月	大阪市と「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結。
昭和41年	9月	<p>ごみの週2回収集のモデル地区を拡大(3,000世帯)。 市内の一部でダストボックス収集方式を開始。</p>

昭和42年	4月	死獣処理専用車を購入。
昭和42年	5月	小型バキューム車(500リットル)を購入、八尾市清掃協同組合に無償で貸与。 八尾市清掃協同組合保有台数 1.8キロリットル積載車 24台 0.5キロリットル積載車 1台 計25台
昭和43年	3月	「八尾市火葬場条例」を全部改正。
昭和43年	4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 1回につき 100円 6人以下の世帯 1回につき 150円 7人以上の世帯 1回につき 200円 2 特殊手数料 18リットルにつき 25円 衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 180リットルにつき 20円
昭和43年	10月	ごみの週2回定曜日収集を全市域で実施。 高美町五丁目に清掃庁舎が完成。
昭和45年	1月	衛生処理場の地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げを中止し、府営工業用水(5,000t/日)に切替。
昭和45年	3月	衛生処理場第二工場が完成。 130キロリットル/日 衛生処理場第一工場と第二工場をあわせた処理能力 265キロリットル/日
昭和45年	4月	一般家庭のごみ手数料を無料化。 営業用手数料 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 200円 ダストボックス 1個 月額 2,500円
昭和45年	12月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)」公布。
昭和47年	3月	「八尾市清掃条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を制定。
昭和47年	4月	ごみ処理の手数料を変更。 営業用手数料 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 200円 ダストボックス 1個 月額 4,500円 臨時収集1tにつき 4,000円
昭和47年	5月	粗大ごみの月1回定曜日収集を開始。
昭和47年	12月	清掃庁舎を増築。
昭和48年	2月	清掃制度改善委員会を設置。汲取業者の公社化の検討を開始。
昭和48年	7月	廃棄物破碎工場が完成。 処理能力 100t/5時間
昭和48年	10月	衛生処理場両工場を増改築。 処理能力380キロリットル/日
昭和48年	11月	清掃改善対策室を設置。

昭和49年	4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 200円 人頭割 1人1回 50円 2 従量制 18リットル 80円
昭和50年	4月	ごみ処理の手数料を変更。 終末処分のみ 3,000円
昭和50年	6月	「八尾市火葬場条例施行規則」を制定。
昭和50年	7月	保健衛生部を生活環境部に名称変更。 清掃改善対策室を廃止。
昭和50年	8月	財団法人八尾市清協公社設立。し尿収集業務等を委託。
昭和51年	2月	八尾市公害対策審議会に「八尾市の環境保全に関する方策について」諮問。
昭和51年	3月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を制定。
昭和51年	4月	衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 1.8キロリットル 500円
昭和51年	8月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則」を制定。
昭和54年	5月	廃棄物処理施設対策室を設置。
昭和54年	10月	ごみ処理の手数料を変更。 事業系一般廃棄物 週2回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 300円 週3回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 1,000円 週4回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 1,500円 週5回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 2,500円 週6回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 3,000円
昭和55年	1月	市内の一部(長池地区福祉委員会傘下25町会3,100世帯)をモデル地区とし、ごみの分別収集(「可燃」「不燃」「粗大」)及び有価物集団回収奨励金交付制度を試行。
昭和55年	4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 300円 人頭割 1人1回 150円 2 従量制 18リットル 120円
昭和55年	7月	市内全域でごみの分別収集及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg当たり2円)を実施。
昭和58年	5月	「浄化槽法」公布。
昭和59年	2月	不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)が完成。処理能力 30t/5時間 廃棄物破碎工場とリサイクルプラザをあわせて廃棄物処理センターに名称変更。
昭和61年	4月	生活環境部と市民経済部を統合し、市民生活部として改編。
昭和62年	4月	有価物集団回収奨励金を1kg当たり3円に改正。
平成元年	4月	有価物集団回収奨励金を1kg当たり4円に改正。

平成元年 12月	衛生処理場更新検討委員会を設置。
平成3年 4月	「再生資源の利用の促進に関する法律(改正後名称:資源の有効な利用の促進に関する法律)」公布。
平成4年 4月	市民生活部を環境部と市民部に再編。 清掃事業所をごみ減量課と清掃事業所に分課。 廃棄物処理施設対策室を廃止。
平成4年 10月	ごみ及びその他の廃棄物処理の手数料を変更。 1 事業用手数料 週2回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 600円 週3回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 2,000円 週6回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 6,000円 2 事業用以外の臨時手数料 積載量1tにつき 6,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合、1tにつき 4,000円 3 その他の廃棄物 犬、猫等の死体 1匹につき 2,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合、1匹につき 1,000円 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 400円 人頭割 1人1回 200円 2 従量制 18リットル 160円
平成5年 3月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定。
平成5年 4月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を制定。
平成5年 6月	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施。
平成5年 11月	「環境基本法」公布。
平成6年 10月	美園地区周辺(美園地区・久宝寺地区・八尾第2地区福祉委員会傘下23町会約3,000世帯)をモデル地区とし、ごみの5種分別(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を指定袋制により試行。
平成7年 3月	大阪市 環境事業局 八尾工場の新工場が完成、翌月より稼働。 基準能力 600t/24時間 衛生処理場の新処理場が完成。 処理能力 275キロリットル/日
平成7年 6月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布。
平成8年 3月	一般廃棄物最終処分場が完成。 敷地面積 19,733㎡ 埋立地面積 12,300㎡ 全体容量 70,000m ³
平成8年 4月	ごみ減量課、清掃事業所、衛生処理場を環境事業課、環境施設課に再編。 環境事業課ごみ政策室を設置。

平成 8 年 10 月	<p>ごみの 5 種分別指定袋制(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を全市民協力のもとに実施。</p> <p>事業用ごみ手数料</p> <p>ア 基本手数料</p> <p>可燃収集 1 回 1 袋につき 100 円</p> <p>可燃以外の収集 1 回 1 袋につき 60 円</p> <p>イ 特別手数料</p> <p>可燃収集が週 3 回のとき 1 袋につき月額 1,000 円</p> <p>可燃収集が週 6 回のとき 1 袋につき月額 4,000 円</p> <p>週 2 回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週 3 回以上の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。</p> <p>生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を実施。</p>
平成 9 年 4 月	<p>「容器包装リサイクル法」一部施行。</p> <p>有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 5 円に改正。</p> <p>環境事業課管理係、推進係をごみ政策室と業務係に統合。</p>
平成 9 年 9 月	<p>一般廃棄物最終処分場にペットボトル減容機を設置し、ストックヤードの整備をおこなう。</p>
平成 9 年 10 月	<p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、ペットボトルの回収を実施。</p>
平成 9 年 11 月	<p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会設立。翌月より販売店等によるペットボトルの回収開始。</p>
平成 10 年 6 月	<p>「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布。</p>
平成 10 年 10 月	<p>清掃庁舎の土曜閉庁に伴いごみ収集曜日を変更。</p> <p>有価物集団回収事業回収業者報償金制度を実施。</p> <p>大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議との共催により、環境啓発イベント「リサイクルフェア'98 大阪 in やお」を総合体育館(ウイング)にて開催。</p>
平成 11 年 5 月	<p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、充電式電池(二次電池)の回収を実施。</p>
平成 11 年 10 月	<p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会により、八尾市ごみ減量・リサイクル推進店(ごみ減量とリサイクルに取り組むお店)認定制度を実施。</p>
平成 12 年 2 月	<p>「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を制定。</p>
平成 12 年 3 月	<p>八尾市廃棄物減量等推進審議会を設置。</p>
平成 12 年 4 月	<p>「容器包装リサイクル法」完全施行。</p> <p>環境事業課ごみ政策室と環境総務課の企画・総務部門を統合して、環境政策室を設置。</p> <p>家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施。</p>
平成 12 年 6 月	<p>「循環型社会形成推進基本法」公布。</p>
平成 13 年 4 月	<p>「家電リサイクル法」施行。</p> <p>粗大ごみ等の電話等による予約制度を実施。</p> <p>事業用以外のごみ手数料</p> <p>臨時手数料(特定家庭用機器廃棄物を除く)</p> <p>積載量 1t につき 6,000 円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円</p> <p>特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料</p> <p>1 個につき 2,500 円</p>

平成13年 9月	「八尾市火葬場条例」を改正し、「八尾市斎場条例」に変更。
平成13年 10月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「施設整備への対応に関する中間報告」中間答申。
平成13年 11月	八尾市立斎場が完成。翌年2月より供用開始。
平成13年 12月	「八尾市火葬場条例施行規則」を改正し、「八尾市斎場条例施行規則」に変更。
平成14年 2月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本方策について」答申。
平成14年 12月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成15年 6月	「八尾市墓地条例」を全部改正(施行日は平成15年7月)。 「八尾市墓地条例施行規則」を全部改正(施行日は平成15年7月)。
平成15年 9月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定。
平成16年 6月	「八尾市納骨堂条例」を制定(施行日は平成17年1月)。
平成16年 12月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を全部改正(施行日は平成17年10月)。
平成17年 1月	「八尾市納骨堂条例施行規則」を制定。
平成17年 9月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を全部改正(施行日は平成17年10月)。
平成18年 6月	事業系一般廃棄物(可燃)収集運搬業許可制度の運用を開始。
平成19年 2月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成19年 5月	八尾市廃棄物処理センター建替工事に着工。
平成20年 4月	環境部と市民産業部を統合し、経済環境部として再編。
平成20年 6月	八尾市立リサイクルセンターの試験運転開始。
平成20年 9月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について答申。
平成20年 10月	西山本地区(西山本地区20町会約2,600世帯)をモデル地区とし、ごみの8種分別・指定袋制(「可燃(燃やす)ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大)」を試行。
平成20年 12月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を制定(施行日は平成21年5月)。
平成21年 3月	八尾市立リサイクルセンターの竣工。
平成21年 4月	「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を全市域にて実施。
平成21年 5月	八尾市立リサイクルセンター学習プラザのオープン。
平成21年 10月	ごみの8種分別・指定袋制(「可燃(燃やす)ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大)」を全市域にて実施。
平成22年 2月	「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を制定。
平成22年 10月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。

3 資源循環課・環境事業課・環境施設課 事務分掌（平成23年4月1日現在）

資源循環課

□ 減量推進係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪市環境局等に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。

□ 指導係

- ① 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可に関すること。
- ② 一般廃棄物再生利用業の指定に関すること。
- ③ 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

環境事業課

□ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関すること。
- ② ごみの分別排出の指導及び環境教育に関すること。
- ③ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関すること。
- ④ 臨時収集及び不法廃棄の処理に関すること。
- ⑤ ごみ処理手数料の査定及び徴収に関すること。
- ⑥ 作業中の事故及び災害の処理に関すること。
- ⑦ 作業用自動車の管理及び運行に関すること。
- ⑧ あき地管理の調査及び指導に関すること。
- ⑨ 環境衛生の啓発及び向上並びに衛生害虫等の駆除に関すること。
- ⑩ 清掃庁舎の管理に関すること。

環境施設課

□ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関すること。
- ② リサイクルセンター（市立リサイクルセンター学習プラザを含む。）の管理運営に関すること。
- ③ 廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- ④ 市立衛生処理場の管理運営に関すること。
- ⑤ し尿収集に関すること。
- ⑥ 財団法人八尾市清協公社の監督及び指導に関すること。
- ⑦ し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- ⑧ 浄化槽清掃業等の許可に関すること。

- ⑨ 公衆便所の管理に関すること。
- ⑩ 市立墓地、市立斎場及び市立納骨堂に関すること。
- ⑪ 環境施設の整備に関すること。
- ⑫ 八尾市柏原市火葬場組合に関すること。

4 職員数（清掃事業関係）

（平成23年4月15日現在）

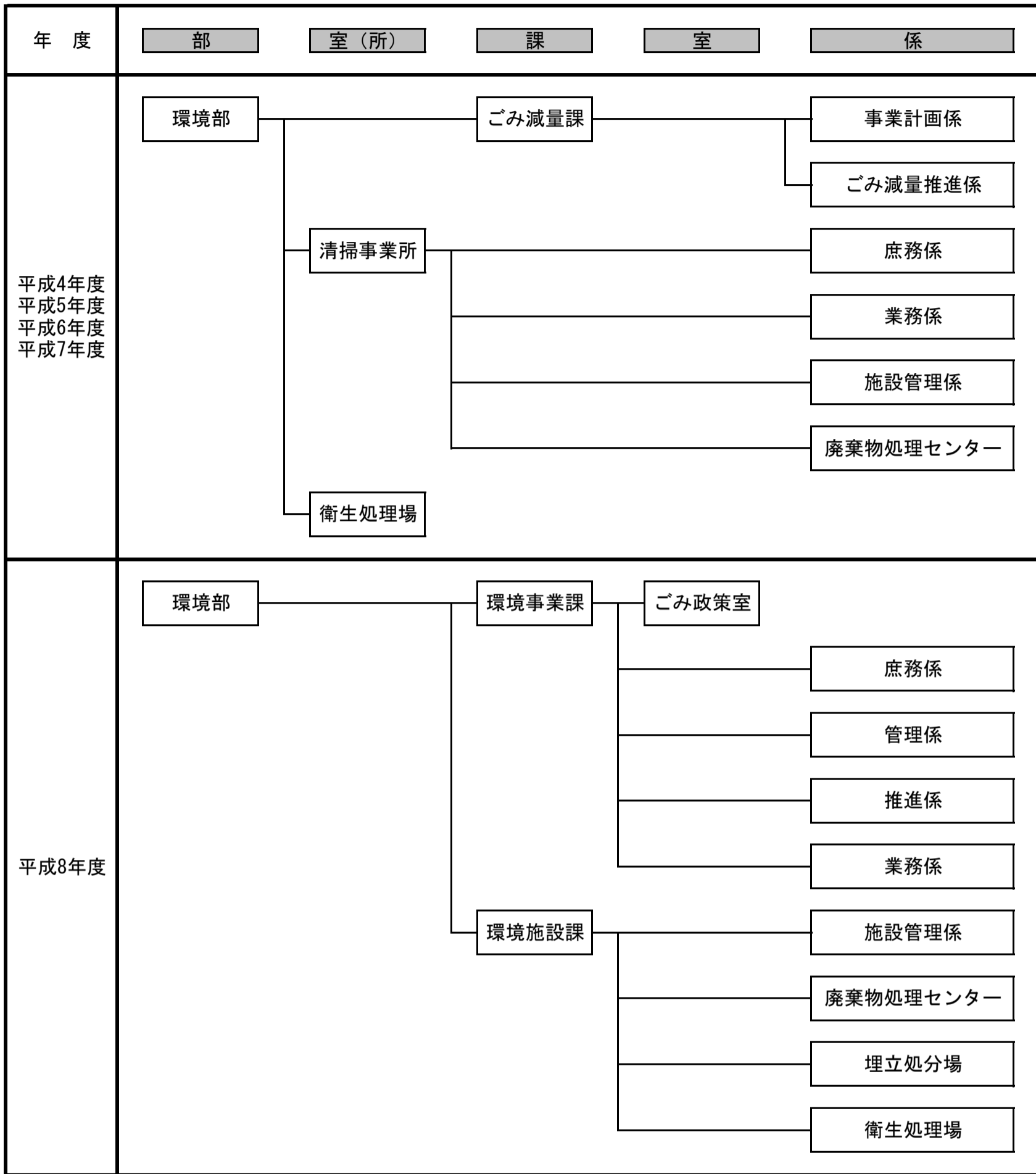
	部 長	理 事	次 長	課 長	参 事	課 長 補 佐	係 長	主 査	副 主 査	主 事	作 業 長	主 任 技 能 員	主 任 労 務 員	副 主 任 技 能 員	副 主 任 労 務 員	一 般 職 労 務 員	一 般 職 再 任 用 職 員	合 計
資源循環課	—	—	1	0(1)	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	1	0	0	13
減量推進係	—	—	—	—	—	—	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
指 導 係	—	—	—	—	—	—	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	6
環境事業課	—	—	—	1	0	3	5	0	1	1	7	51	26	6	37	24	11	173
業務推進係	—	—	—	—	—	—	5	0	1	1	7	51	26	6	37	24	11	169
環境施設課	—	—	—	1	0	4	4	0	2	2	2	1	1	0	1	1	3	22
学習プラザ	—	—	—	—	—	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
施設管理係	—	—	—	—	—	—	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
リサイクル センター	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4
最終処分場	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	4
斎 場	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
経済環境部	1	0	1	2(1)	1	9	11	1	3	5	10	53	28	6	39	25	14	209

- （注）・部長・理事・次長については、経済環境部の行にのみ記載。
- ・課長兼務の次長については、課の行の次長の欄に記載し、課長の欄には括弧内で記載。
 - ・係長兼務の課長補佐については、課の行の課長補佐の欄に記載し、係長の欄には括弧内で記載。また、係の行にも括弧内で記載。
 - ・環境事業課及び環境施設課の課長補佐の欄には業務長を、係長の欄には技能長を含む。
 - ・新規採用職員・再任用職員・嘱託職員を含む。
 - ・部及び課の行の合計については、括弧内の数字を含まない。但し、係の行の合計については括弧内の数字を含む。

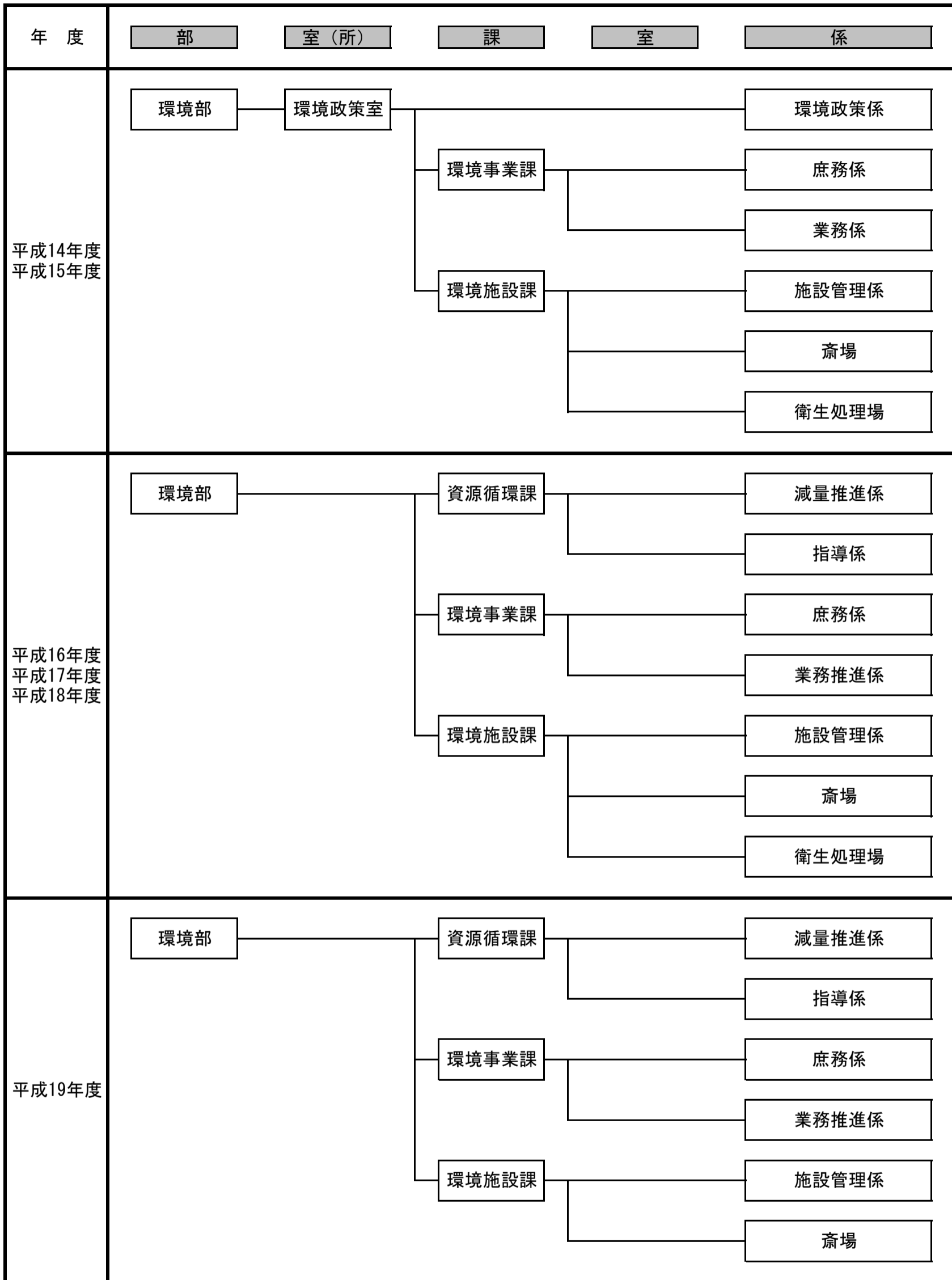
5. 八尾市清掃事業関係（ごみ・し尿担当）機構の変遷（昭和58年度～平成23年度）

（平成23年4月1日現在）

年 度	部	室（所）	課	室	係
昭和58年度 昭和59年度	生活環境部	清掃事業所			庶務係 事業管理係 業務第一係 業務第二係
		衛生処理場			
		廃棄物処理 施設対策室			
昭和60年度	生活環境部	清掃事業所			庶務係 事業管理係 廃棄物処理センター 業務第一係 業務第二係
		衛生処理場			
		廃棄物処理 施設対策室			
昭和61年度 昭和62年度 昭和63年度 平成元年度 平成2年度 平成3年度	市民生活部	清掃事業所			庶務係 事業管理係 廃棄物処理センター 業務第一係 業務第二係
		衛生処理場			
		廃棄物処理 施設対策室			



年 度	部	室(所)	課	室	係
平成9年度	環境部		環境事業課	ごみ政策室	庶務係
					業務係
			環境施設課		施設管理係
					廃棄物処理センター
					埋立処分場
					衛生処理場
平成10年度 平成11年度	環境部		環境事業課	ごみ政策室	庶務係
					業務係
			環境施設課		施設管理係
					衛生処理場
平成12年度 平成13年度	環境部	環境政策室	環境事業課		環境政策係
					庶務係
					業務係
			環境施設課		施設管理係
					衛生処理場



年 度	部	室 (所)	課	室	係
平成20年度 平成21年度 平成22年度	経済環境部		資源循環課		減量推進係
					指導係
			環境事業課		庶務係
					業務推進係
			環境施設課		施設管理係
					斎場
平成23年度	経済環境部		資源循環課		減量推進係
					指導係
			環境事業課		業務推進係
			環境施設課		施設管理係
					斎場

6 決算（清掃事業関係）

歳入

(単位:円)

区分	平成21年度決算	平成22年度決算
使用料及び手数料	513,283,545	519,128,265
使用料	33,074,539	66,284,715
総務使用料	72,839	74,015
土地建物使用料	72,839	74,015
庁舎敷地等使用料	72,839	74,015
衛生使用料	33,001,700	66,210,700
墓所使用料	0	23,696,000
墓所使用料	0	23,696,000
斎場使用料	31,644,400	41,187,400
斎場使用料	31,644,400	41,187,400
納骨堂使用料	1,352,000	1,326,500
納骨堂使用料	1,352,000	1,326,500
リサイクルセンター学習プラザ使用料	5,300	800
リサイクルセンター学習プラザ使用料	5,300	800
手数料	480,209,006	452,843,550
衛生手数料	480,209,006	452,843,550
保健衛生手数料	439,216	475,491
墓地管理手数料	439,216	475,491
清掃手数料	479,769,790	452,368,059
塵芥処理手数料	367,632,940	349,244,930
し尿汲取手数料	110,837,090	101,938,629
し尿汲取手数料（滞納繰越分）	1,024,760	1,182,000
一般廃棄物処理業許可申請手数料	240,000	2,500
浄化槽清掃業許可申請手数料	35,000	0
国庫支出金	0	874,000
国庫補助金	0	874,000
衛生費国庫補助金	0	874,000
保健衛生費補助金	0	874,000
耐震診断事業費補助金	0	874,000
府支出金	315,400	313,100
府補助金	315,400	313,100
衛生費府補助金	315,400	313,100
保健衛生費補助金	315,400	313,100
死体犬（猫）処理費補助金	315,400	313,100
諸収入	182,157,078	188,743,879
市預金利子	1,008	596
市預金利子	1,008	596
預金利子	1,008	596
市歳計現金等預金利子	1,008	596
貸付金元利収入	140,000,000	120,000,000
(財)八尾市清協公社貸付金返還金	140,000,000	120,000,000
(財)八尾市清協公社貸付金返還金	140,000,000	120,000,000
(財)八尾市清協公社貸付金返還金	140,000,000	120,000,000
雑入	42,156,070	68,743,283
雑入	42,156,070	68,743,283
車両事故等保険金収入	0	0
車両事故等保険金収入	0	0
塵芥処理工場有価物売却収入	37,599,704	42,019,443
リサイクルセンター有価物売却収入	37,599,704	42,019,443
広告料	0	3,000,000
広告料	0	3,000,000
雑入	4,556,366	23,723,840
電気・ガス・水道料等負担金	556,468	590,008
自動車重量税返還金	49,608	0
私用電報電話料金	4,651	7,720
公衆電話設置手数料	4,565	2,930
行政資料等複写手数料	3,200	12,600
過年度支出金返還金	194,250	0
再商品化有償入札収入拠出金	1,540,644	22,942,925
車両保険解約返戻金	139,312	167,237
書籍・図書類販売代金	0	420
その他	2,063,668	0

区分	平成21年度決算	平成22年度決算
4 衛生費	4,133,854,412	4,091,432,412
1 保健衛生費	133,230,995	186,155,730
2 予防費	30,338,696	32,086,950
1 3 委託料	30,338,696	32,086,950
5 墓地火葬場費	102,892,299	154,068,780
2 給料	8,155,300	8,321,600
3 職員手当等	8,732,191	9,654,732
1 1 需用費 ①	53,501,313	102,289,448
1 2 役務費	325,526	403,592
1 3 委託料	31,020,298	30,524,087
1 4 使用料及び賃借料	261,171	261,171
1 6 原材料費	0	37,800
1 8 備品購入費	105,000	2,422,350
1 9 負担金補助及び交付金	550,000	108,000
2 3 償還金利子及び割引料	241,500	46,000
2 清掃費	4,000,623,417	3,905,276,682
1 清掃総務費	456,221,235	443,299,128
1 報酬	0	926,000
2 給料	98,835,330	108,040,199
3 職員手当等	84,013,886	84,257,486
8 報償費	71,633,605	69,215,270
9 旅費	172,580	107,220
1 1 需用費	34,786,463	29,578,830
1 2 役務費	8,587,636	7,682,850
1 3 委託料	139,707,798	135,019,724
1 4 使用料及び賃借料	3,617,144	1,030,394
1 8 備品購入費	92,600	816,165
1 9 負担金補助及び交付金	12,351,313	4,589,290
2 2 補償補填及び賠償金	67,780	0
2 7 公課費	2,355,100	2,035,700
2 塵芥処理費	2,291,706,461	2,225,540,144
2 給料	605,945,916	587,182,445
3 職員手当等	487,443,506	463,173,136
9 旅費	226,170	191,060
1 1 需用費	63,589,682	64,397,861
1 2 役務費	3,505,882	2,578,679
1 3 委託料	1,128,767,520	1,104,981,778
1 4 使用料及び賃借料	1,442,805	2,223,585
1 6 原材料費	535,080	598,500
1 8 備品購入費	100,800	0
1 9 負担金補助及び交付金	149,100	205,500
2 7 公課費	0	7,600

3	塵芥処理工場費	242,058,617	245,321,177
2	給料	12,877,754	16,175,244
3	職員手当等	8,944,492	11,726,890
8	報償費	368,485	824,000
9	旅費	0	10,500
1 1	需用費	51,779,742	42,578,511
1 2	役務費	679,790	773,377
1 3	委託料	166,158,017	171,913,944
1 4	使用料及び賃借料	91,777	555,322
1 6	原材料費	33,075	59,535
1 8	備品購入費	835,785	448,854
1 9	負担金補助及び交付金	81,800	50,000
2 7	公課費	207,900	205,000
4	し尿処理費	731,738,010	703,848,639
9	旅費	30,980	0
1 1	需用費	91,371	89,428
1 3	委託料	590,983,859	583,502,211
2 1	貸付金	140,000,000	120,000,000
2 3	償還金利子及び割引料	631,800	257,000
5	衛生処理場費	226,673,452	235,017,794
9	旅費	39,720	0
1 1	需用費	123,559,141	122,674,254
1 2	役務費	217,622	117,559
1 3	委託料	65,878,880	67,849,809
1 4	使用料及び賃借料	16,510	14,910
1 6	原材料費	35,475,279	28,837,793
1 8	備品購入費	18,900	945,000
1 9	負担金補助及び交付金	1,467,400	14,578,469
6	清掃施設整備事業費	48,184,500	45,597,000
1 8	備品購入費	48,184,500	45,597,000
7	緊急雇用創出事業費	4,041,142	6,652,800
7	賃金	4,041,142	0
1 3	委託料	0	6,652,800

※①の再掲

1 1	需用費		
	遡次繰越分	0	32,865,000
	現年度分	0	69,424,448

平成22年度 細目別 決算

(単位:円)

目	細目	決 算 額
予防費		32,086,950
	環境衛生防疫活動経費	32,086,950
墓地火葬場費		154,068,780
	給料・職員手当	17,976,332
	市営墓地管理運営経費	8,110,021
	市営墓地及び火葬場管理運営経費	32,865,000
	八尾市柏原市火葬場組合分賦金	108,000
	斎場管理運営経費	72,923,927
	納骨堂管理運営経費	46,000
	斎場改修事業費	20,055,000
	納骨堂整備事業費	1,984,500
清掃総務費		443,299,128
	給料・職員手当	192,297,685
	廃棄物減量等推進審議会委員19人分報酬	926,000
	あき地の適正管理に関する経費	85,050
	公衆便所管理運営経費	6,459,760
	有価物集団回収奨励経費	60,142,680
	ごみ減量化推進経費	11,382,280
	指定袋制分別収集経費	108,010,415
	粗大ごみ戸別収集経費	20,683,884
	環境啓発(教育)経費	406,680
	フェニックス計画整備推進事業費	3,331,000
	清掃庁舎管理経費	29,653,020
	事務経費	9,920,674
塵芥処理費		2,225,540,144
	給料・職員手当	1,050,355,581
	塵芥焼却委託料	1,097,862,006
	塵芥収集関係経費	62,468,729
	埋立処分地管理運営経費	14,853,828
塵芥処理工場費		245,321,177
	給料・職員手当	27,902,134
	リサイクルセンター管理運営経費	211,091,226
	リサイクルセンター学習プラザ管理運営経費	6,327,817
し尿処理費		703,848,639
	し尿汲取及び手数料徴収業務委託料	583,502,211
	(財)八尾市清協公社貸付金	120,000,000
	事務経費	346,428
衛生処理場費		235,017,794
	衛生処理場管理運営経費	195,957,794
	衛生処理場改修事業費	39,060,000
清掃施設整備事業費		45,597,000
	清掃運搬車購入費	45,597,000
緊急雇用創出事業費		6,652,800
	緊急雇用創出基金事業経費	6,652,800
	合計	4,091,432,412

平成22年度 その他人件費・管内旅費 決算

(単位:円)

その他人件費	墓地火葬場費	清掃総務費	塵芥処理費	塵芥処理工場費	衛生処理場費	計
資源循環課	0	25,811,155	0	0	0	25,811,155
環境事業課	0	9,654,552	364,940,568	0	0	374,595,120
環境施設課	23,114,247	19,373,383	32,020,921	5,304,693	0	79,813,244
計	23,114,247	54,839,090	396,961,489	5,304,693	0	480,219,519
管内旅費	墓地火葬場費	清掃総務費	塵芥処理費	塵芥処理工場費	衛生処理場費	計
資源循環課	0	48,360	0	0	0	48,360
環境事業課	0	4,480	0	0	0	4,480
環境施設課	0	8,350	0	0	0	8,350
計	0	61,190	0	0	0	61,190

注:その他人件費とは、共済費、退職手当、嘱託員・アルバイト賃金の合計。

部長、理事及び専任次長を除く。

平成22年度 清掃事業原価計算総括表（共済費・退職手当・アルバイト賃金・管内旅費を含む。）

（単位：円）

	ごみ関係経費 決算総額	非原価 該当額	原価総額	原価総額における各部門別の原価内訳						し尿収集 運搬費	し尿・浄化槽 汚泥処理費
				分別・減量化 部門	収集運搬部門	中間処理部門			埋立処分部門		
						焼却処理 部門	破碎・選別処理 部門	小計			
人件費	1,728,586,672	0	1,728,586,672	107,729,782	1,439,872,448	0	118,569,455	118,569,455	62,414,987	0	0
報償費	70,039,270	0	70,039,270	70,035,860	3,410	0	0	0	0	0	0
旅費	369,970	0	369,970	111,860	48,200	0	18,850	18,850	191,060	0	#REF!
需用費	134,657,632	0	134,657,632	10,089,613	78,134,141	0	39,984,891	39,984,891	6,448,987	89,428	122,674,254
役務費	11,034,906	0	11,034,906	2,686,469	7,543,093	0	537,845	537,845	267,499	0	117,559
委託料	1,413,921,006	0	1,413,921,006	103,561,350	28,555,784	1,097,862,006	176,822,094	1,274,684,100	7,119,772	583,502,211	67,849,809
使用料及び賃借料	3,809,301	0	3,809,301	95,322	3,235,709	0	463,360	463,360	14,910	0	14,910
原材料費	658,035	0	658,035	59,535	0	0	0	0	598,500	0	28,837,793
備品購入費	1,265,019	0	1,265,019	928,284	336,735	0	0	0	0	0	945,000
負担金補助及び交付金	4,844,790	0	4,844,790	1,258,290	0	0	50,000	50,000	3,536,500	0	14,578,469
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000,000	0
償還金利息及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	257,000	0
公課費	2,248,300	0	2,248,300	0	2,035,700	0	205,000	205,000	7,600	0	0
小計	1,642,848,229	0	1,642,848,229	188,826,583	119,892,772	1,097,862,006	218,082,040	1,315,944,046	18,184,828	703,848,639	#REF!
車両購入費	45,597,000	0	45,597,000	0	45,597,000	0	0	0	0	0	0
計	3,417,031,901	0	3,417,031,901	296,556,365	1,605,362,220	1,097,862,006	336,651,495	1,434,513,501	80,599,815	703,848,639	#REF!
総原価	—	—	3,417,031,901	296,556,365	1,605,362,220	1,097,862,006	336,651,495	1,434,513,501	80,599,815	703,848,639	#REF!
処理量（単位：t）	—	—	82,272.52	—	57,177.82	76,750.69	7,392.18	84,142.87	1,314.90	21,566	49,402
単位当たりの原価	—	—	41,533	—	28,077	14,304	45,542	17,049	61,297	32,637	#REF!
人口一人当たりの原価	—	—	12,586	1,092	5,913	4,044	1,240	5,284	297	32,307	—
一世帯当たりの原価	—	—	28,709	2,492	13,488	9,224	2,828	12,052	677	90,457	—

総人口 271,505人

世帯数 119,023世帯

総汲取人口 21,786人

汲取世帯数 7,781世帯